

労災保険の特別加入制度

- 労災適用対象外の方の加入 -

労災保険は労働者の業務上の事由による災害又は通勤途上における災害に対する保護制度です。一方自営業者や家族従事者は原則として保護の対象とはされていませんが、災害発生状況から見て労働者に準じて保護する必要があるものとして、そのような方々に労災保険の加入を認めようとするのが**特別加入の制度**です。

特別加入には次のような種類があります。

イ. 中小事業主及びその者が行う事業に従事する家族従事者や代表者以外の役員で取締役等

ロ. 一人親方その他の自営業者

個人タクシー業者及び個人貨物運送業者等
土木、建設等の事業を行う者
林業、水産業等の事業を行う者

・林業 立木の伐採、造林、木炭又は薪生産者

・漁業 漁船に乗り組んでいる者

医薬品の配置販売の事業を行う者
再生利用目的の廃棄物を扱う事業を行う者

ハ. 農業従事者や家内労働者等特定作業従事者

ニ. 海外派遣者

海外で行われる事業に派遣される労働者で、一定条件の者。労災は属地主義により適用は日本国内の事業場に限定されているため海外の事業場に派遣された者は対象外となるためです。

特別加入制度は種類によって加入申請方法が異なりますので、労働基準監督署や社会保険労務士にご相談下さい。

厚生年金保険の保険料率改定

毎年加入者全員の控除額が変更される

平成16年の年金制度改正で、厚生年金保険の保険料率については、平成16年10月分から毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年9月以後は18.3%に固定されることになりました。

これにより、今年も平成18年9月分から厚生年金保険の保険料率が次のように変更されます。

<平成18年8月分まで> 14.288%

<平成18年9月分から> 14.642%

この保険料率は「平成18年9月分(同年10月納付分)から平成19年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際に用います。

また、厚生年金基金に加入している場合の保険料率は、基金ごとに異なりますので、基金の掛金と併せ加入している厚生年金基金にご確認下さい。

9月の社会保険料は算定基礎届で決定された標準報酬月額を反映させる必要もありますので、10月支払いの給与計算をする際には「(健康・介護・厚生年金保険の)標準報酬月額」「厚生年金保険の保険料率」の2点に注意して、正しく保険料を控除しましょう(保険料を当月控除している会社は9月支払いの給与計算)。

更に、賞与にかかる保険料率も同様に変更となりますので、9月1日以降に支給する賞与については新しい保険料率を標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。上限150万円)に乗じて算出・控除して下さい。



《 土 声 》

人員合理化のリストラを実施したある自動車整備会社の話です。

従業員十人ほど、ここ数年売上が下がっていったが、経営が創業者の息子に承継されたのを機会に、長期勤続の中高年従業員三人の人員削減を検討した。三人は激しい抵抗も無く退職し、これまでの経験を買われライバル会社に転職した。

それから2年後、その会社の売り上げは半減した。従来からの個人客を中心に、三人の転職先に整備を頼む人が大勢いたのです。また、リストラされず残った従業員には、リーダーシップを取れる者がいかなかったのです。この会社には、人材や人脈に対する戦略が無く、無策なリストラにより大事な経営資源を失ったのです。